

事調第 1182 号  
令和6年(2024年)2月20日

北海道土地改良事業団体連合会事業管理部長  
北海道土地開発公社総務部総務経理課長  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
農業研究本部長  
公益財団法人北海道農業公社農村施設部長  
(一社)北海道農業建設協会会長  
(一社)北海道農業土木測量設計協会会長

様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

令和6年工事設計労務単価の適用に係る特例措置について（通知）

令和6年度公共工事の工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価及び施設機械工事等の労務単価（以下「新労務単価」という。）について、国土交通省及び農林水産省では、国の直轄事業において新労務単価の適用を前倒しして、令和6年3月1日以降に契約を締結する工事から適用することとし、令和5年度公共工事設計労務単価及び令和5年施設機械工事等労務単価（以下「旧労務単価」という。）を適用している工事については契約締結後に新労務単価に基づく契約に変更する特例措置を講じる旨、通知があったところです。北海道農政部においても国と同様の対応を行うこととし、農政部所管発注工事における令和6年3月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用しているものについて、次のとおり特例措置を講じることとして各（総合）振興局長に通知したのでお知らせします。

記

## 1 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）別記「建設工事請負標準契約書式契約書」第59条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための

請負代金額の変更の協議を請求することができる。

## 2 対象工事

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

## 3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については次の方式により算出する。

変更後の請負代金額 =  $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価により積算された設計金額

$k$ ：現請負代金額 / 現設計金額

## 4 請負代金額の変更請求

受注者による本通知に基づく請負代金額の変更の請求期限は、工期末の20日前までとする。

## 5 その他

- (1) 入札の公告等に当たっては、本特例措置の対象となる旨、仕様書等において明示すること。
- (2) 落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対して本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行い、契約後の工事にあつては、受注者に対して本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

調整係 主査（事業契約）

TEL 011-231-4111 (27-168)

設計積算係 主査（システム）

TEL 011-231-4111 (27-183)